

湖南省地域公共交通会議次第

日時：令和8年6月30日（火）午前10時00分

場所：湖南省役所東庁舎3階 大会議室

1. あいさつ

2. 会長の選任及び事務局の設置について

3. 議事

（1）報告事項

報告第1号 役員及び委員の選出について（資料1-1、1-2）

報告第2号 湖南省地域公共交通推進体制について（資料2）

（2）協議事項

第1号議案 令和7年度事業報告について（資料3-1、3-2）

第2号議案 令和7年度収支決算報告について（資料4-1、4-2）

第3号議案 令和8年度事業計画（案）について（資料5）

第4号議案 令和8年度収支予算（案）について（資料6）

第5号議案 地域公共交通確保維持事業について（資料7-1、7-2）

第6号議案 湖南省地域公共交通計画の修正について（資料8）

第7号議案 夏休みバス無料乗車体験（案）について（資料9）

第8号議案 区域運行（案）について（資料10）

（3）その他

報告1 令和9年度停留所名称変更について（資料11）

4. 閉会あいさつ

その他資料

- ・湖南省地域公共交通会議設置要綱

日時	会議	内容		
令和 7(2025)年 6 月 25 日(水)	湖南省 地域公共 交通会議	1. あいさつ		
		2. 議事		
		(1)協議事項		
		第 1 号議案	令和 6 年度事業報告について	
		第 2 号議案	令和 6 年度収支決算報告について	
		第 3 号議案	令和 7 年度事業計画（案）について	
		第 4 号議案	令和 7 年度収支予算（案）について	
		第 5 号議案	地域公共交通確保維持事業について	
		第 6 号議案	コミュニティバス小学生以下運賃 夏休み無料 キャンペーン（案）について	
		(2)その他	報告 1	滋賀バス「草津伊勢落線」および「湖南野洲線」 運賃改定について
		報告 2	モビリティ人材育成事業および湖南省交通施策 庁内検討会の設置について	
		報告 3	美松台ルート 夏見新田～夏見診療所間の運休に ついて	
		3. 閉会あいさつ		

日時	会議	内容
令和 7(2025)年 12 月 4 日(木)	湖南省 地域公共 交通会議	路線バス「草津伊勢落線」のバスルート変更について（書面表決）
令和 8(2026)年 2 月 9 日(月)	湖南省 地域公共 交通会議	1. あいさつ 2. 議事 (1)協議事項 第 1 号議案 令和 7 年度収支補正予算（案）について 第 2 号議案 令和 8 年 4 月 1 日コミュニティバス路線・ 時刻改正について 第 3 号議案 路線バス「草津伊勢落線」バスルートの変更 について (2)その他 報告 1 コミュニティバス小学生以下運賃夏休み無料 キャンペーンの結果について 報告 2 令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する 事業評価について 報告 3 湖南省地域公共交通計画の進捗管理について 3. 閉会あいさつ

湖南省コミュニティバス路線別運行乗客数比較(令和7年度)

資料3-2

路 線		令和6年4月	令和7年4月	増減	令和6年5月	令和7年5月	増減	令和6年6月	令和7年6月	増減
1	下田線(三雲駅ルート)	5,762	6,214	452	5,843	6,326	483	5,779	6,354	575
2	下田線(甲西駅ルート)	5,137	5,599	462	5,269	5,647	378	5,156	5,751	595
3	ひばりヶ丘線	1,324	1,438	114	1,401	1,476	75	1,251	1,621	370
4	菩提寺線(甲西駅ルート)	1,024	989	△ 35	1,044	956	△ 88	1,005	1,106	101
5	菩提寺線(石部駅ルート)	587	646	59	566	616	50	521	733	212
6	美松台ルート	119	144	25	139	116	△ 23	131	153	22
7	妙感寺ルート	260	283	23	283	301	18	259	257	△ 2
8	医療センタールート	153	248	95	148	236	88	175	189	14
9	三雲線・東庁舎ルート	210	261	51	214	229	15	230	208	△ 22
10	石部線・東庁舎ルート	34	70	36	37	51	14	45	59	14
11	イオンタウンルート	392	382	△ 10	368	357	△ 11	370	342	△ 28
12	甲西南線(三雲小学校ルート)	217	234	17	356	334	△ 22	380	308	△ 72
13	石部循環線	7,779	7,130	△ 649	9,092	8,033	△ 1,059	8,840	8,524	△ 316
合 計		22,998	23,638	640	24,760	24,678	△ 82	24,142	25,605	1,463
累 計		22,998	23,638	640	47,758	48,316	558	71,900	73,921	2,021

路 線		令和6年7月	令和7年7月	増減	令和6年8月	令和7年8月	増減	令和6年9月	令和7年9月	増減
1	下田線(三雲駅ルート)	5,970	6,319	349	5,362	6,157	795	5,510	6,022	512
2	下田線(甲西駅ルート)	5,220	5,876	656	4,374	4,828	454	4,910	5,501	591
3	ひばりヶ丘線	1,267	1,616	349	969	1,310	341	1,306	1,609	303
4	菩提寺線(甲西駅ルート)	1,100	1,074	△ 26	816	780	△ 36	879	1,022	143
5	菩提寺線(石部駅ルート)	580	661	81	355	444	89	474	632	158
6	美松台ルート	121	144	23	139	155	16	28	145	117
7	妙感寺ルート	295	251	△ 44	256	244	△ 12	306	273	△ 33
8	医療センタールート	187	220	33	157	233	76	302	187	△ 115
9	三雲線・東庁舎ルート	264	205	△ 59	162	101	△ 61	277	201	△ 76
10	石部線・東庁舎ルート	72	59	△ 13	44	72	28	118	41	△ 77
11	イオンタウンルート	331	331	0	359	315	△ 44	393	266	△ 127
12	甲西南線(三雲小学校ルート)	230	220	△ 10	0	0	0	307	314	7
13	石部循環線	7,866	6,886	△ 980	3,898	4,109	211	7,790	7,793	3
合 計		23,503	23,862	359	16,891	18,748	1,857	22,600	24,006	1,406
累 計		95,403	97,783	2,380	112,294	116,531	4,237	134,894	140,537	5,643

路 線		令和6年10月	令和7年10月	増減	令和6年11月	令和7年11月	増減	令和6年12月	令和7年12月	増減
1	下田線（三雲駅ルート）	6,081	6,272	191	6,013	5,869	△ 144	6,060	6,636	576
2	下田線（甲西駅ルート）	5,622	6,105	483	5,266	5,544	278	5,034	6,050	1,016
3	ひばりヶ丘線	1,536	1,832	296	1,333	1,590	257	1,279	1,791	512
4	菩提寺線（甲西駅ルート）	1,109	1,130	21	1,006	976	△ 30	1,018	1,028	10
5	菩提寺線（石部駅ルート）	603	746	143	536	586	50	484	639	155
6	美松台ルート	177	146	△ 31	152	178	26	154	179	25
7	妙感寺ルート	330	316	△ 14	322	285	△ 37	306	319	13
8	医療センタールート	194	160	△ 34	197	156	△ 41	223	183	△ 40
9	三雲線・東庁舎ルート	245	235	△ 10	237	204	△ 33	246	190	△ 56
10	石部線・東庁舎ルート	44	91	47	92	43	△ 49	41	57	16
11	イオンタウンルート	374	311	△ 63	389	322	△ 67	419	339	△ 80
12	甲西南線（三雲小学校ルート）	322	374	52	340	281	△ 59	194	275	81
13	石部循環線	9,084	8,391	△ 693	8,668	7,585	△ 1,083	6,758	6,553	△ 205
合 計		25,721	26,109	388	24,551	23,619	△ 932	22,216	24,239	2,023
累 計		160,615	166,646	6,031	185,166	190,265	5,099	207,382	214,504	7,122

路 線		令和7年1月	令和8年1月	増減	令和7年2月	令和8年2月	増減	令和7年3月	令和8年3月	増減
1	下田線（三雲駅ルート）	5,538	5,763	225	5,212	5,877	665	6,103	6,798	695
2	下田線（甲西駅ルート）	4,367	5,102	735	4,177	4,787	610	4,741	5,545	804
3	ひばりヶ丘線	1,194	1,519	325	1,145	1,413	268	1,196	1,665	469
4	菩提寺線（甲西駅ルート）	864	923	59	835	941	106	996	1,081	85
5	菩提寺線（石部駅ルート）	470	616	146	481	563	82	521	646	125
6	美松台ルート	131	171	40	121	168	47	122	170	48
7	妙感寺ルート	262	202	△ 60	235	250	15	271	307	36
8	医療センタールート	141	136	△ 5	188	160	△ 28	178	210	32
9	三雲線・東庁舎ルート	194	181	△ 13	190	207	17	195	218	23
10	石部線・東庁舎ルート	32	30	△ 2	36	31	△ 5	43	32	△ 11
11	イオンタウンルート	334	243	△ 91	297	234	△ 63	353	338	△ 15
12	甲西南線（三雲小学校ルート）	208	227	19	194	241	47	135	139	4
13	石部循環線	6,805	6,108	△ 697	5,842	5,660	△ 182	5,465	5,893	428
合 計		20,540	21,221	681	18,953	20,532	1,579	20,319	23,042	2,723
累 計		227,922	235,725	7,803	246,875	256,257	9,382	267,194	279,299	12,105

路 線	令和6年度上期	令和7年度上期	増減	令和6年度下期	令和7年度下期	増減	令和6年度合計	令和7年度合計	増減
1 下田線（三雲駅ルート）	34,226	37,392	3,166	35,007	37,215	2,208	69,233	74,607	5,374
2 下田線（甲西駅ルート）	30,066	33,202	3,136	29,207	33,133	3,926	59,273	66,335	7,062
3 ひばりヶ丘線	7,518	9,070	1,552	7,683	9,810	2,127	15,201	18,880	3,679
4 菩提寺線（甲西駅ルート）	5,868	5,927	59	5,828	6,079	251	11,696	12,006	310
5 菩提寺線（石部駅ルート）	3,083	3,732	649	3,095	3,796	701	6,178	7,528	1,350
6 美松台ルート	677	857	180	857	1,012	155	1,534	1,869	335
7 妙感寺ルート	1,659	1,609	△ 50	1,726	1,679	△ 47	3,385	3,288	△ 97
8 医療センタールート	1,122	1,313	191	1,121	1,005	△ 116	2,243	2,318	75
9 三雲線・東庁舎ルート	1,357	1,205	△ 152	1,307	1,235	△ 72	2,664	2,440	△ 224
10 石部線・東庁舎ルート	350	352	2	288	284	△ 4	638	636	△ 2
11 イオンタウンルート	2,213	1,993	△ 220	2,166	1,787	△ 379	4,379	3,780	△ 599
12 甲西南線（三雲小学校ルート）	1,490	1,410	△ 80	1,393	1,537	144	2,883	2,947	64
13 石部循環線	45,265	42,475	△ 2,790	42,622	40,190	△ 2,432	87,887	82,665	△ 5,222
合 計	134,894	140,537	5,643	132,300	138,762	6,462	267,194	279,299	12,105

- ① 下田線・三雲駅ルート、下田線・甲西駅ルート・ひばりヶ丘線の乗客数が大幅に増加している
- ② 石部循環線の乗客数が大幅に減少している
- ③ 市持ちデータでは、①②についておおよそ平日・休日ともに利用が増加（減少）している
- ④ 定期の販売について（R6・R7比較）

	通学定期			通勤定期		
	東庁舎	西庁舎	滋賀バス(株)	東庁舎	西庁舎	滋賀バス(株)
R6	117	112	459	227	70	229
R7	135	66	470	265	77	235
増減	18	-46	11	38	7	6

○全体的に通学・通勤定期の販売が増えており、市内のコミュニティバスの定期利用者が増加していることが分かる。
○西庁舎の学生定期の販売のみ大幅に減少しており、石部高校への通学及び石部から市内外の通学の使用が減少していると考えられる。

※滋賀バス(株)は甲西営業所および水口営業所での販売

令和7年度 収支決算書

湖南省地域公共交通会議

令和 7 年度収支決算

収入の部

単位 (円)

科 目	予 算 額	収入済額	増減	適 用
負担金	729,820	729,820	0	市負担金
補助金	4,272,000	4,272,000	0	R8.2.9補正議決済み 地域公共交通確保維持改善事業費 補助金（地域内フィーダー系統確 保維持費国庫補助金）
繰越金	127,157	127,157	0	前年度繰越金
諸収入	263	969	706	預金利子
収入合計	5,129,240	5,129,946	706	

支出の部

単位 (円)

科 目		予 算 額	支出済額	増減	適 用
運営費	会議費	11,200	0	-11,200	会議茶代
	事務費	27,100	7,765	-19,335	費用弁償 5,840円 振込手数料 1,925円
事業費		692,000	564,724	-127,276	消耗品費 1,424円 印刷代 553,300円 図書カード 10,000円
補助金		4,272,000	4,272,000	0	R8.2.9補正議決済み 地域公共交通確保維持改善事業費 補助金（地域内フィーダー系統確 保維持費国庫補助金）
予備費		126,940	0	-126,940	
支出合計		5,129,240	4,844,489	-284,751	

収入合計	5,129,946 円
支出合計	4,844,489 円
差引残高	285,457 円
翌年度繰越額	285,457 円

監査書

令和7年度湖南省地域公共交通会議の収支決算について、出納簿および証拠書類を慎重に監査いたしましたところ、いずれも適正なものと認めます。

令和8年3月31日

湖南省地域公共交通会議

監 事

令和8年3月31日

湖南省地域公共交通会議

監 事

令和8年度事業計画（案）

○事業計画

1. 夏休み「バス乗車体験」無料キャンペーン（案）

(1) 課題

- ・利用者数（同伴者450名）に対して、アンケート回答率が令和7年度は8.2%（37件）【令和6年度は12.6%】

(2) 取組

- ・広報活動の強化（広報・HP・SNS・公共施設や駅等での掲示）
- ・アンケート回答者へ抽選で図書券プレゼント（継続）

【スケジュール】

- ・令和8年6月～7月・・・市内保育施設・小学校、公共施設へのチラシ配布
- ・令和8年7月・・・広報掲載、区配布
- ・令和8年8月・・・事業実施、SNS発信、健康政策課おやつ作り企画へ

こにゃんバス出張による事業告知

2. 利用状況に応じたダイヤ調整や効率的な路線再編の検討

3. その他

法改正に伴い、全国的な運転者の担い手不足が課題となり、本市においても、バス運転者の労働時間の改善などにより、コミュニティバスの運行・路線を維持することが難しくなっています。

今年度のバスダイヤについては、前年度9仕業であったものを路線の再編・減便により、1仕業減らして運行を行っています。

今後も運転手の新規雇用のほか、新たな運行の方法についても検討し、コミュニティバス運行継続に向けた取り組みが必要です。

今年度は、新たな運行の方法として、一部路線の区域運行へ変更に取り組めます。

令和8年度
収支予算書
(案)

湖南省地域公共交通会議

令和 8 年度収支予算(案)

収入の部

単位（円）

科 目	予 算 額	適 用
負担金	715,000	市負担金
補助金	4,272,000	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
繰越金	285,457	前年度繰越金
諸収入	969	預金利子
収入合計	5,273,426	

支出の部

単位（円）

科 目	予 算 額	適 用
運営費	会議費	11,200 会議茶代
	事務費	5,000 振込手数料
事業費	775,000	消耗品10,000円 時刻表印刷代735,000円 夏休みバス特典図書カード30,000円
補助金	4,272,000	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
予備費	210,226	
支出合計	5,273,426	

〈議事の目的〉

当事業の計画認定申請について、当会議にて路線選定の合意形成ができているか、補助金の目的に即した運行となっているかをお諮りするものです。

当市のコミュニティバス運行に関しては、燃料費や人件費の増加、利用者数の低迷に伴い厳しい経営状況であり、事業者へ支出する市運行補助金額は昨年度で約9千万円となっております。

そのため、持続可能なコミュニティバス運行のために必要な補助金を申請する手続きを行います。

〈事業概要〉

・地域公共交通確保維持事業

人口減少や自家用車依存の増加により、公共交通の運営が難しくなっている地域を対象とする、バスや鉄道などの公共交通が維持・確保されるよう支援する事業。

・令和9年度地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統国庫補助金計画認定申請について

1. 地域間幹線系統国庫補助金について

地方の複数の自治体をまたぐバス路線が赤字で経営が厳しい場合、この補助金を活用して赤字の一部を補填し、路線の継続運行を支援するもの。

申請路線（系統）：下田線・三雲駅ルート（1系統）

2. 地域内フィーダー系統国庫補助金について

上記地域間幹線系統に接続するバス路線を対象に、この補助金を活用して赤字の一部を補填し、路線の継続運行を支援するもの。

申請系統（路線）：下田線・三雲駅ルート（1系統）

下田線・甲西駅ルート（4系統）

ひばりヶ丘線（2系統）

妙感寺ルート（2系統…R8.10月より区域運行予定）

三雲線・東庁舎ルート（2系統）

3. 車両購入に係る国庫補助金について

利用者にとって安全で快適な公共交通を提供するため、主として地域間幹線及び地域内フィーダーの補助対象系統の運行に充てる車両の更新を支援するもの。

申請系統（路線）：主に下田線・甲西駅ルート（他フィーダー路線も走行予定）

湖 交 第 号
令和 8 年 6 月 30 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 湖南省地域公共交通会議
住 所 滋賀県湖南省中央一丁目 1 番地
代 表 者 氏 名 会長 XXXXXXXXXX

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 30 日

（名称） 湖南省地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
湖南省においては、竜王町へ通じる唯一の幹線交通であるコミュニティバス下田線・三雲駅ルートを都市圏軸（ＪＲ草津線）や市外の工業団地と各地域を結ぶ主要な交通手段として、通勤・通学を中心に生活に必要な交通として機能している。 また、この幹線交通に通じるコミュニティバス路線の下田線・三雲駅ルートの１系統、下田線・甲西駅ルートの４系統、ひばりヶ丘線の２系統、妙感寺ルートの２系統、三雲線・東庁舎ルートの２系統が支線の役割を果たしている。（妙感寺ルートについては、令和８年度１０月より区域運行へ変更予定。） しかしながら、令和２年度に新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大した影響で、バス利用者が大幅に減少となったことで、収支の悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 このような中、バス交通は、社会的便益を提供する重要なインフラとして、今後も継続した運行が必要な一方で、湖南省、沿線他町、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・収支を前年度、収入 10,898 千円、費用 31,800 千円、収支率 34.27%と比較して、前年度より 1%向上する。 ・利用者数を前年度 68,504 人と比較して 1%向上する。 ・行政負担額は前年度 20,902 千円と同等の費用負担を保障する。 ・地域公共交通計画 P.78～79 に記載
(2) 事業の効果
竜王町にまたがる地域間幹線系統を維持することで、ＪＲ草津線を利用した通勤・通学を中心として日常生活に必要な移動手段が確保される。 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、利便性を確保した効率的な運行体系が構築できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○日常利用の促進に向けた利便性向上施策・利用促進（湖南省） ・コミバスの時刻、路線図、路線バスの時刻、ＪＲ草津線の時刻を一体化した冊子を作成し、公共施設や商業施設に設置する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る下田線・三雲駅ルート及び各支線については、その運行に係る費用総額のうち、運行収入及び国庫補助金を差し引いた運行欠損分を市が負担することとしている。 表 2 を添付。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 交通事業者からの輸送実績（収支・人員）報告 ・ 湖南工業団地協会とのヒアリング
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
表 4 を添付。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添 2 を添付。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和５年５月２２日（滋賀県地方バス対策地域連絡協議会） 令和５年度地域間幹線系統確保維持計画の計画変更について、書面決議を実施し、承認を得た。 令和６年６月１４日（湖南市地域公共交通会議） 地域間幹線系統確保維持事業および地域内フィーダー系統確保維持事業について協議 令和６年１１月２０日（滋賀県地方バス対策地域連絡協議会） 令和６年度地域間幹線系統確保維持計画について、補助対象路線の協議 令和７年２月１０日（滋賀県地方バス対策地域連絡協議会） 令和６年度地域間幹線系統確保維持計画について、補助対象路線として指定 令和７年６月２５日（湖南市地域公共交通会議） 地域間幹線系統確保維持事業および地域内フィーダー系統確保維持事業について協議 令和７年１１月１７日（滋賀県地方バス対策地域連絡協議会） 令和７年度地域間幹線系統確保維持計画について、補助対象路線の協議 令和８年２月９日（湖南市地域公共交通会議） 令和７年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について報告 令和８年６月３０日（湖南市地域公共交通会議） 地域間幹線系統確保維持事業および地域内フィーダー系統確保維持事業について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
湖南市地域公共交通会議の構成員に地域及び利用者の意見を反映させるため、湖南市地域代表者会、湖南市障がい児者団体連絡協議会の参画を得ている。
20. ○○市（町）における●●（コミュニティバス名または系統名）の位置づけ

竜王町が下田線・三雲駅ルートを地域間幹線系統として地域公共交通計画に位置づけしない合理的な理由は、竜王町が補助系統に係る費用負担を行っておらず、竜王町の住民移動のための路線でないため。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）滋賀県湖南市中央一丁目 1 番地

（所 属）湖南市都市建設部交通政策課

（氏 名）

（電 話）0748-69-5602

（e-mail）kotsu@city.shiga-konan.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

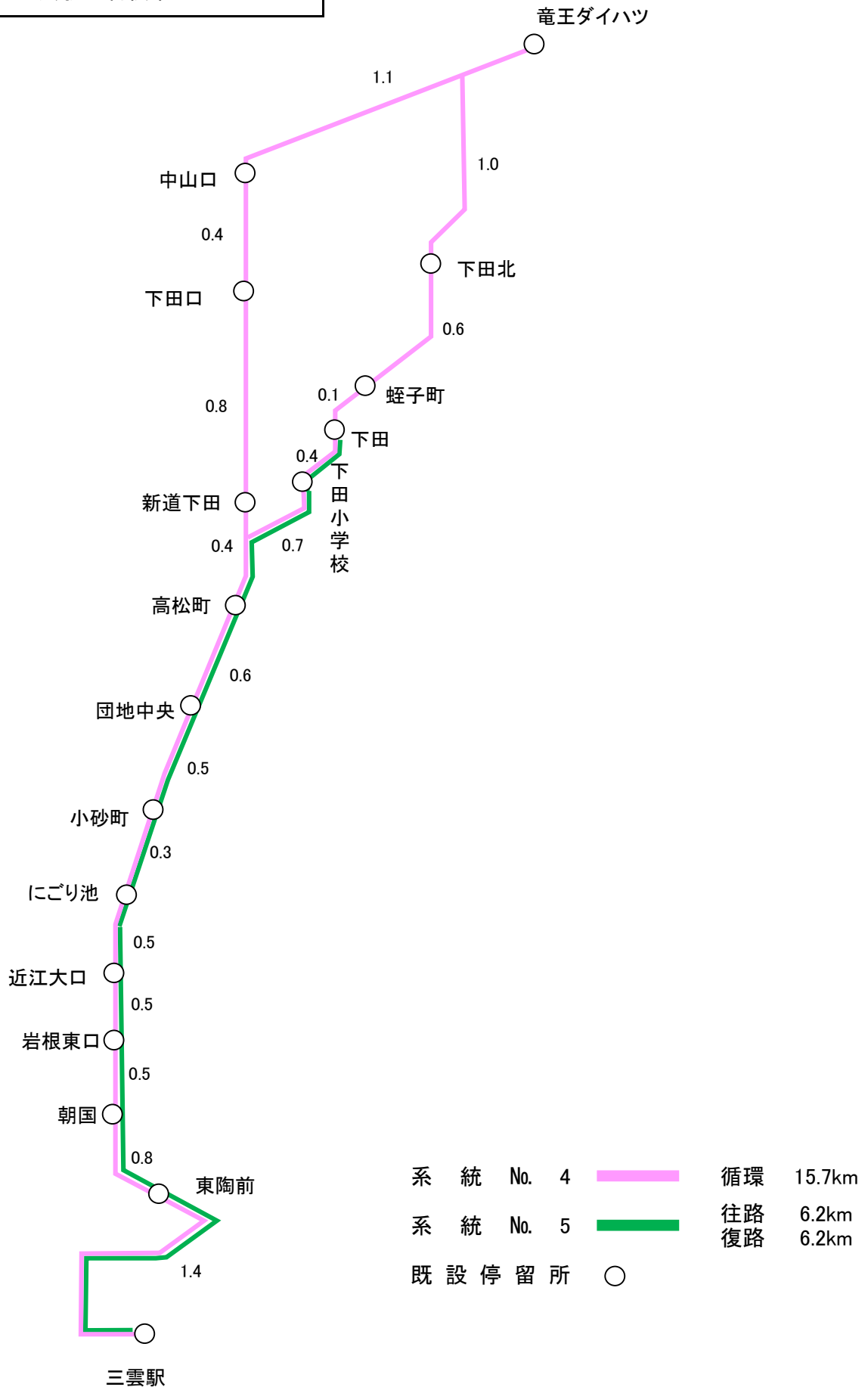
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

湖南省コミュニティバス運行系統図

系統No.4 三雲駅～竜王ダイハツ～三雲駅

系統No.5 三雲駅～岩根東口～下田



様式第1－5(日本産業規格A列4番)

事業者名	滋賀バス株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 甲西営業所	(責任者役職・氏名) [Redacted]	
補助金担当部門	(担当部門の名称) 企画課	[Redacted]	

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和9年度)

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益				経常費用	平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数 + の平均賃率 × 日数	平均賃率 (F) (円)	平 均 乗 車 密 度 (B) (C) × (F) (G)				
																総適用日数						
4	竜王ダイハツ	三雲駅	竜王ダイハツ	三雲駅	15.7	13.5	68,504	7.3	500,079.2	10,898,059.0	77,636.5			10,898,059	25,706,997	43.86	43.86	3.2	43.2	有・無		
																				有・無		
																				有・無		
																				有・無		
合計																						

[記載要領]

1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

2. 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

9. 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和 9 年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協 働 特 例 措 置	再 編 特 例 措 置
滋賀県	滋賀バス株式会社	(1) 下 田 線	3,427.0		
	(小 計)		3,427		
合 計			3,427		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和10年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協 働 特 例 措 置	再 編 特 例 措 置
滋賀県	滋賀バス株式会社	(1) 下 田 線	3,436.0		
	(小 計)		3,436		
合 計			3,436		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和11年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協 働 特 例 措 置	再 編 特 例 措 置
湖南省	滋賀バス株式会社	(1) 下 田 線	3,426.0		
	(小 計)		3,426		
合計			3,426		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	滋賀バス株式会社
------	----------

R9年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	125,947 千円	営業外収益	15,029 千円	経常収益(イ)	140,976 千円
	営業費用	524,294 千円	営業外費用	12,890 千円	経常費用(ロ)	537,184 千円
	営業損益	△ 398,347 千円	営業外損益	2,139 千円	経常損益	△ 396,208 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,356,603.8				経常収支率	26.24 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	120,866 千円	営業外収益	10,893 千円	経常収益(イ')	131,759 千円
	営業費用	462,508 千円	営業外費用	9,893 千円	経常費用(ロ')	472,401 千円
	営業損益	△ 341,642 千円	営業外損益	1,000 千円	経常損益	△ 340,642 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 1,567,171.7				経常収支率	27.89 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	121,796 千円	営業外収益	19,499 千円	経常収益(イ'')	141,295 千円
	営業費用	514,019 千円	営業外費用	9,075 千円	経常費用(ロ'')	523,094 千円
	営業損益	△ 392,223 千円	営業外損益	10,424 千円	経常損益	△ 381,799 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km 1,767,397.8				経常収支率	27.01 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a		補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b		補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	
北近畿	295 円	96 銭	301 円	43 銭	395 円	97 銭
	円 銭		円 銭		円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	331 円 12 銭	446 円 82 銭	331 円 12 銭	0 円 0 銭	103 円 91 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
				起点	主な経由地	終点											
北近畿	4		電王ダイハツ	三雲駅	電王ダイハツ	三雲駅	365 日	4945 (13.5) 回	3.2	43.2 人	往 15.7km (平均) 復 . Km 15.7km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	100.000%
							日 () 回			人	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	%	%
							日 () 回			人	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	%	%
							日 () 回			人	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	%	%
合計			系統	/	/	/	/	/	/	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	/	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	/	/

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外 乗入部分以外の キロ程の比 率 (チー(リ+ヌ)) ÷チ=ヲ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ			
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用が ある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間に における実車 走行キロ当 たり経常収 益の運営改 定による増収 分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益控 除額 ケとgのい ずれか少な い額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の適 用後のキロ 当たり経常 収益 ノーh=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ''= d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収 益 ヤ'÷マ'= e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収 益 ヤ÷マ=f		
北近畿	4		100.00%	77,636.5 km	25,706,997円	128円.60銭	0円.00銭	0円.00銭	128円.60銭	128円.60銭	9,392,880円	79,787.4 km	117円.72銭	9,856,967円	78,217.4 km	126円.02銭	10,898,059円	76,710.2 km	142円.06銭	9,984,053	円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円
合計				77,636.5 km	25,706,997円						9,392,880円	79,787.4 km		9,856,967円	78,217.4 km		10,898,059円	76,710.2 km		9,984,053	円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はしのうちい ずれか少ないほうの 額	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 一補助ブロック都道 府県外乗入部分及 び他路線との競合 部分以外に係るも の	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び同 一補助ブロック都道府 県外乗入部分以外に係 るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×ミなし運行回数÷ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補 助額を控除した額
			カ－ヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ'＝ツ'		ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
北近畿	4		15,722,944 円	11,568,148 円	11,568,148 円	11,568,148 円	11,568,148 円	6,855,198 円	6,855 千円	3427 千円	15,722,944 円	12,295,944 円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
合計			15,722,944 円	11,568,148 円	11,568,148 円	11,568,148 円	11,568,148 円	6,855,198 円	6,855 千円	3,427 千円	15,722,944 円	12,295,944 円

補助ブ ロック名	申請 番号	特例 措 置	ウの負担者とその負担割合									
			都道府県			市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	4		1,713,000円	13.9 %	10,582,944円	86.1 %	0円	%	0円	%		
			円	%	円	%	円	%	円	%		
			円	%	円	%	円	%	円	%		
			円	%	円	%	円	%	円	%		
合計			1,713,000円	13.9 %	10,582,944円	86.1 %	0円	0 %	0円	0 %		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	滋賀バス株式会社
------	----------

R10年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	125,947 千円	営業外収益	15,029 千円	経常収益(イ)	140,976 千円
	営業費用	524,294 千円	営業外費用	12,890 千円	経常費用(ロ)	537,184 千円
	営業損益	△ 398,347 千円	営業外損益	2,139 千円	経常損益	△ 396,208 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,356,603.8				経常収支率	26.24 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	120,866 千円	営業外収益	10,893 千円	経常収益(イ')	131,759 千円
	営業費用	462,508 千円	営業外費用	9,893 千円	経常費用(ロ')	472,401 千円
	営業損益	△ 341,642 千円	営業外損益	1,000 千円	経常損益	△ 340,642 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 1,567,171.7				経常収支率	27.89 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	121,796 千円	営業外収益	19,499 千円	経常収益(イ'')	141,295 千円
	営業費用	514,019 千円	営業外費用	9,075 千円	経常費用(ロ'')	523,094 千円
	営業損益	△ 392,223 千円	営業外損益	10,424 千円	経常損益	△ 381,799 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km 1,767,397.8				経常収支率	27.01 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a		補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b		補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	
北近畿	295 円	96 銭	301 円	43 銭	395 円	97 銭
	円 銭		円 銭		円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	331 円 12 銭	446 円 82 銭	331 円 12 銭	0 円 0 銭	103 円 91 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数 () ①＝カッコ内	計画平均乗車 密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率				
				起点	主な経由地	終点					チ	オ					オ÷チ＝ク	リ			ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ヲ
北近畿	4		電王ダイハツ	三雲駅	電王ダイハツ	三雲駅	366	日	4958 (13.5)	回	3.2	43.2	人	往 15.7km 復 . Km	(平均) 15.7km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	%	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	%	100.00%
								日	()	回			人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	%
								日	()	回			人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	%
								日	()	回			人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	%
合計			系統										往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km			

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外 乗入部分以外の キロ程の比 率 (チー(リ+ヌ)) ÷チ=ヲ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ			
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による増収 分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益控 除額 ケとgのい ずれか少な い額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の通 用後のキロ 当たり経常 収益 ノーh=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ''= d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実車 走行キロ当 たり経常収 益 ヤ'÷マ'= e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象 系統の実車 走行キロ当 たり経常収 益 ヤ÷マ=f		
北近畿	4		100.00%	77,840.6 km	25,774,579円	128円.60銭	0円.00銭	0円.00銭	128円.60銭	128円.60銭	9,392,880円	79,787.4 km	117円.72銭	9,856,967円	78,217.4 km	126円.02銭	10,898,059円	76,710.2 km	142円.06銭	10,010,301	円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭		円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭		円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭		円
合計				77,840.6 km	25,774,579円						9,392,880円	79,787.4 km		9,856,967円	78,217.4 km		10,898,059円	76,710.2 km		10,010,301	円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はしのうちい ずれか少ないほうの 額	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 一補助ブロック都道 府県外乗入部分及 び他路線との競合 部分以外に係るも の	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び同 一補助ブロック都道府 県外乗入部分以外に係 るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×ミナシ運行回数÷ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補 助額を控除した額
			カ－ヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ヲ＝ツ	ソ×ワ'＝ツ'		ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
北近畿	4		15,764,278 円	11,598,560 円	11,598,560 円	11,598,560 円	11,598,560 円	6,873,220 円	6,873 千円	3,436 千円	15,764,278 円	12,328,278 円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
合計			15,764,278 円	11,598,560 円	11,598,560 円	11,598,560 円	11,598,560 円	6,873,220 円	6,873 千円	3,436 千円	15,764,278 円	12,328,278 円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合											
			都道府県			市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要		
			負担額	負担割合		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北近畿	4		1,718,000円	13.9 %		10,610,278円	86.1 %		0円	%		0円	%	
			円	%		円	%		円	%		円	%	
			円	%		円	%		円	%		円	%	
			円	%		円	%		円	%		円	%	
合計			1,718,000円	13.9 %		10,610,278円	86.1 %		0円	0 %		0円	0 %	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	滋賀バス株式会社
------	----------

R11年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	125,947 千円	営業外収益	15,029 千円	経常収益(イ)	140,976 千円
	営業費用	524,294 千円	営業外費用	12,890 千円	経常費用(ロ)	537,184 千円
	営業損益	△ 398,347 千円	営業外損益	2,139 千円	経常損益	△ 396,208 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,356,603.8				経常収支率	26.24 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	120,866 千円	営業外収益	10,893 千円	経常収益(イ')	131,759 千円
	営業費用	462,508 千円	営業外費用	9,893 千円	経常費用(ロ')	472,401 千円
	営業損益	△ 341,642 千円	営業外損益	1,000 千円	経常損益	△ 340,642 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 1,567,171.7				経常収支率	27.89 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	121,796 千円	営業外収益	19,499 千円	経常収益(イ'')	141,295 千円
	営業費用	514,019 千円	営業外費用	9,075 千円	経常費用(ロ'')	523,094 千円
	営業損益	△ 392,223 千円	営業外損益	10,424 千円	経常損益	△ 381,799 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km 1,767,397.8				経常収支率	27.01 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a		補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b		補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	
北近畿	295 円	96 銭	301 円	43 銭	395 円	97 銭
	円 銭		円 銭		円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	331 円 12 銭	446 円 82 銭	331 円 12 銭	0 円 0 銭	103 円 91 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
				起点	主な経由地	終点											
北近畿	4		電王ダイハツ	三雲駅	電王ダイハツ	三雲駅	365 日	4944 (13.5) 回	3.2	43.2 人	往 15.7km (平均) 復 . Km 15.7km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	100.000%
							日 () 回			人	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	%	%
							日 () 回			人	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	%	%
							日 () 回			人	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	% 復 . Km . Km	%	%
合計			系統	/	/	/	/	/	/	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	/	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	/	/

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外 乗入部分以外の キロ程の比 率 (チー(リ+ヌ)) ÷チ=ヲ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ			
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運営改 定による増収 分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益控 除額 ケとgのい ずれか少な い額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の通 用後のキロ 当たり経常 収益 ノーh=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ''= d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実車 走行キロ当 たり経常収 益 ヤ'÷マ'= e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象 系統の実車 走行キロ当 たり経常収 益 ヤ÷マ=f		
北近畿	4		100.00%	77,620.8 km	25,701,799円	128円.60銭	0円.00銭	0円.00銭	128円.60銭	128円.60銭	9,392,880円	79,787.4 km	117円.72銭	9,856,967円	78,217.4 km	126円.02銭	10,898,059円	76,710.2 km	142円.06銭	9,982,034	円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円
合計				77,620.8 km	25,701,799円						9,392,880円	79,787.4 km		9,856,967円	78,217.4 km		10,898,059円	76,710.2 km		9,982,034	円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はしのうちい ずれか少ないほうの 額	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 一補助ブロック都道 府県外乗入部分及 び他路線との競合 部分以外に係るも の	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び同 一補助ブロック都道府 県外乗入部分以外に係 るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×ミなし運行回数÷ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補 助額を控除した額
			カ－ヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ'＝ツ'		ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
北近畿	4		15,719,765 円	11,565,809 円	11,565,809 円	11,565,809 円	11,565,809 円	6,853,812 円	6,853 千円	3,426 千円	15,719,765 円	12,293,765 円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
合計			15,719,765 円	11,565,809 円	11,565,809 円	11,565,809 円	11,565,809 円	6,853,812 円	6,853 千円	3,426 千円	15,719,765 円	12,293,765 円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合											
			都道府県			市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要		
			負担額	負担割合		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北近畿	4	3	1,713,000円	13.9 %		10,580,765円	86.1 %		0円	%		0円	%	
			円	%		円	%		円	%		円	%	
			円	%		円	%		円	%		円	%	
			円	%		円	%		円	%		円	%	
合計			1,713,000円	13.9 %		10,580,765円	86.1 %		0円	0 %		0円	0 %	

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
滋 賀 県	—	湖 南 市	病院(生田病院、甲西リハビリ病院)や高等学校、大型商業施設等が立地することから、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。

別添 2 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、実施時期及びその他特記事項

路線	取組項目		取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R 4 年度計画期間の取組方針
下田線	利用促進・啓発施策の展開	新規	R4年度～	湖南省	市コミュニティバスの路線図・乗り方、市内鉄道駅の時刻表を記載した時刻表を、各コミュニティセンター、市内各駅、観光協会、市内大型店舗等に配布。	31箇所	引き続き取り組み実施
	回数券販売の促進	新規	R4年度～	滋賀バス株式会社	市内大型店舗に委託し普通回数券の販売を実施。	3店舗	引き続き取り組み実施
	通学利用促進	新規	R4年度～	滋賀バス株式会社	利用を通学期間に固定した割安な学期別通学定期の販売。	R7:671枚	引き続き取り組み実施

令和 8 年 6 月 3 0 日

（名称） 湖南省地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
湖南省においては、竜王町へ通じる唯一の幹線交通であるコミュニティバス下田線・三雲駅ルート都市圏軸（ＪＲ草津線）や市外の工業団地と各地域を結ぶ主要な交通手段として、通勤・通学を中心に生活に必要不可欠な交通として機能している。 また、この幹線交通に通じるコミュニティバス路線の下田線・三雲駅ルートの１系統、下田線・甲西駅ルートの４系統、ひばりヶ丘線の２系統、妙感寺ルートの２系統、三雲線・東片舎ルートの２系統が支線の役割を果たしている。（妙感寺ルートについては、令和 8 年度 10 月より区域運行へ変更予定。） しかしながら、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大した影響で、バス利用者が大幅に減少となったことで、収支の悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 このような中、バス交通は、社会的便益を提供する重要なインフラとして、今後も継続した運行が必要な一方で、湖南省、沿線他町、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
・収支を前年度、収入 10,898 千円、費用 31,800 千円、収支率 34.27%と比較して 1%向上する。 ・利用者数を前年度 68,504 人と比較して 1%向上する。 ・行政負担額は前年度 20,902 千円と同等の費用負担を補償する。 地域公共交通計画 P. 78～79 に記載
（２）事業の効果
竜王町にまたがる地域間幹線系統を維持することで、ＪＲ草津線を利用した通勤・通学を中心として日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、利便性を確保した効率的な運行体系が構築できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○日常利用の促進に向けた利便性向上施策・利用促進（湖南省） ・コミバスの時刻、路線図、路線バスの時刻、ＪＲ草津線の時刻を一体化した冊子を作成し、公共施設や商業施設に設置する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る幹線の下田線・三雲駅ルート及び各支線については、その運行に係る費用総額のうち、運行収入及び国庫補助金を差し引いた運行欠損分を市が負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 交通事業者からの輸送実績（収支・人員）報告 ・ 湖南工業団地協会とのヒアリング
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
利用者により快適で安心して利用いただける交通サービスを提供するために車両の更新は不可欠です。現在運行するバス車両は 20 年を超えるものが数台あり、最新の車両を導入することで乗り心地の向上を図り、高齢者や障がい者を含むあらゆる利用者の方々にとって使いやすい環境を実現します。 また、新しい車両は安全性能の強化や環境負荷の低減にも寄与し、市民の安心感の向上と持続可能なまちづくりに貢献します。さらに、利用者の愛着意識の向上により、交通サービスの利用促進につながり、地域の活性化や公共交通の安定運行にも寄与するものと考えます。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
・ 収支を前年度、収入 10,898 千円、費用 31,800 千円、収支率 34.27%と比較して 1%向上する。 ・ 利用者数を前年度 68,504 人と比較して 1%向上する。 ・ 行政負担額は前年度 20,902 千円と同等の費用負担を補償する。 地域公共交通計画 P. 78～79 に記載

（２）事業の効果
車両を更新することで、故障頻度の低減および代替車両対応に伴う市民の混乱や不安を大幅に軽減できます。これにより、市民の移動に関するストレスや不便さが軽減され、安定した交通サービスの提供が可能となります。また、代替車両使用時に発生する運行スケジュールの遅延や混乱による利用者からの苦情件数を減少させる効果も期待でき、利便性と安全性の向上に直結するとともに、公共交通に対する信頼性向上にも寄与すると考えます。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
「表６」を添付。 なお、湖南省から運行事業者へ車両補助（上限 2,000 千万円）を負担し、上限を超える金額については運行業者が減価償却費にて費用計上を行うこととする。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和6年6月14日（湖南省地域公共交通会議）
地域間幹線系統確保維持事業および地域内フィーダー系統確保維持事業について協議
- 令和7年2月20日（湖南省地域公共交通会議）
地域内フィーダー系統確保維持事業の変更について協議
- 令和7年6月25日（湖南省地域公共交通会議）
地域間幹線系統確保維持事業および地域内フィーダー系統確保維持事業について協議
- 令和8年2月9日（湖南省地域公共交通会議）
令和7年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について報告
- 令和8年6月30日（湖南省地域公共交通会議）
地域間幹線系統確保維持事業および地域内フィーダー系統確保維持事業について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

湖南省地域公共交通会議の構成員に地域及び利用者の意見を反映させるため、湖南省地域代表者会、湖南省障がい児者団体連絡協議会の参画を得ている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）滋賀県湖南省中央一丁目1番地

（所 属）湖南省都市建設部交通政策課

（氏 名）

（電 話）0748-69-5602

（e-mail）kotsu@city.shiga-konan.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

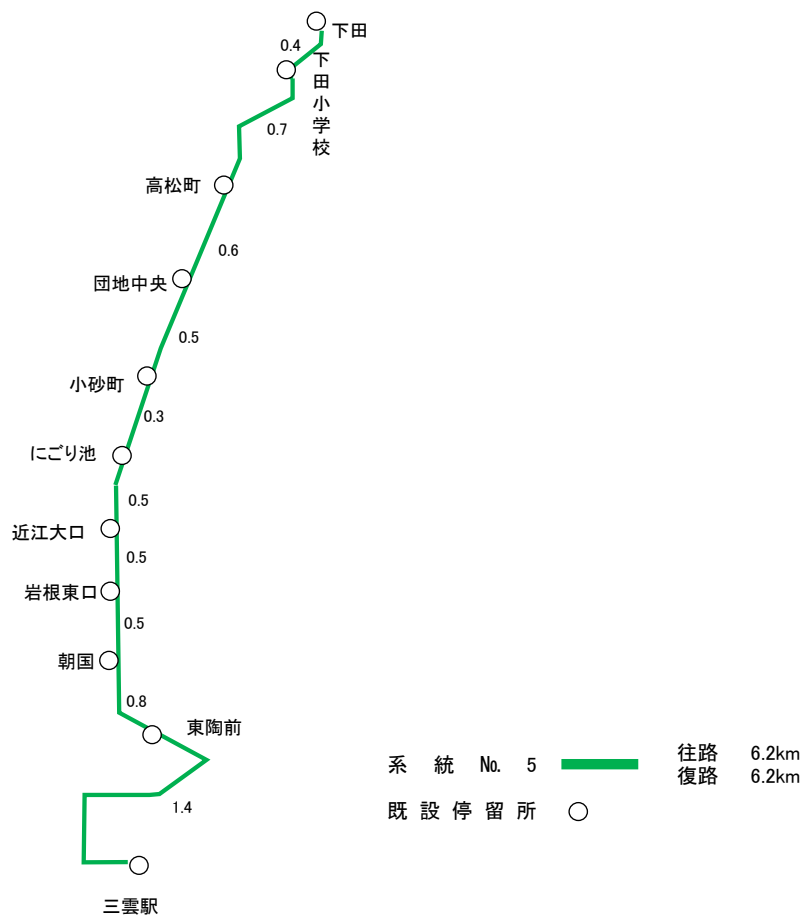
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

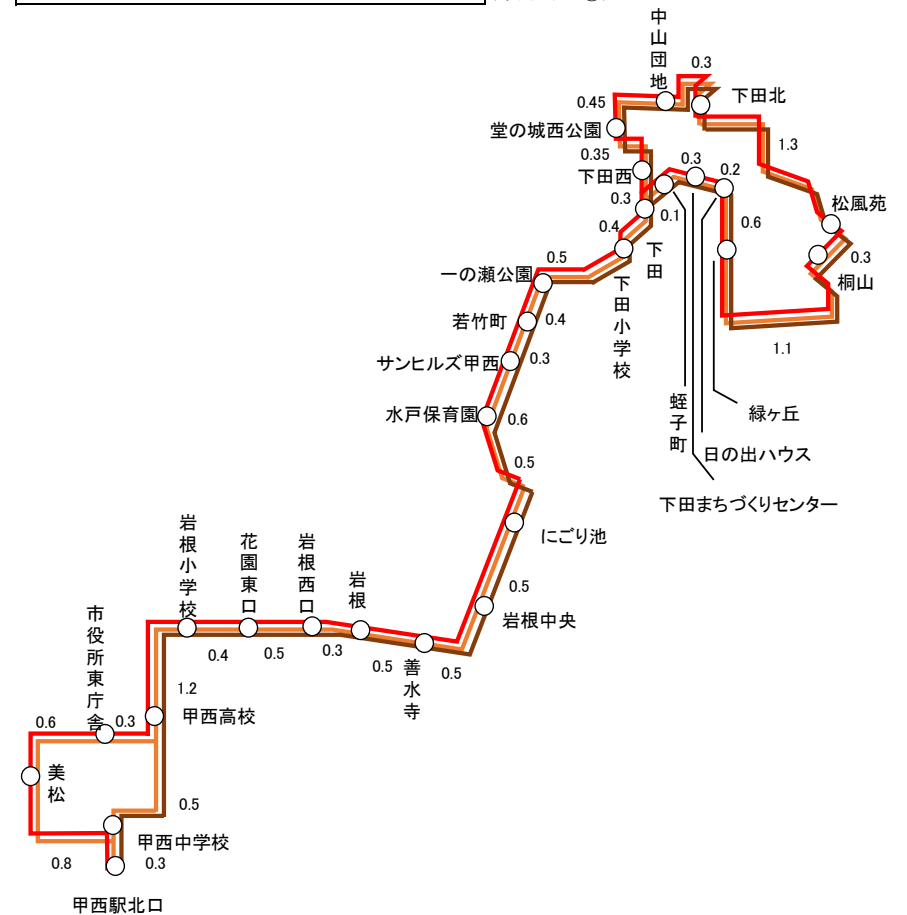
湖南市コミュニティバス運行系統図

系統No.5	三雲駅～岩根東口～下田	(下田線・三雲駅(支線))
--------	-------------	---------------



湖南市コミュニティバス運行系統図

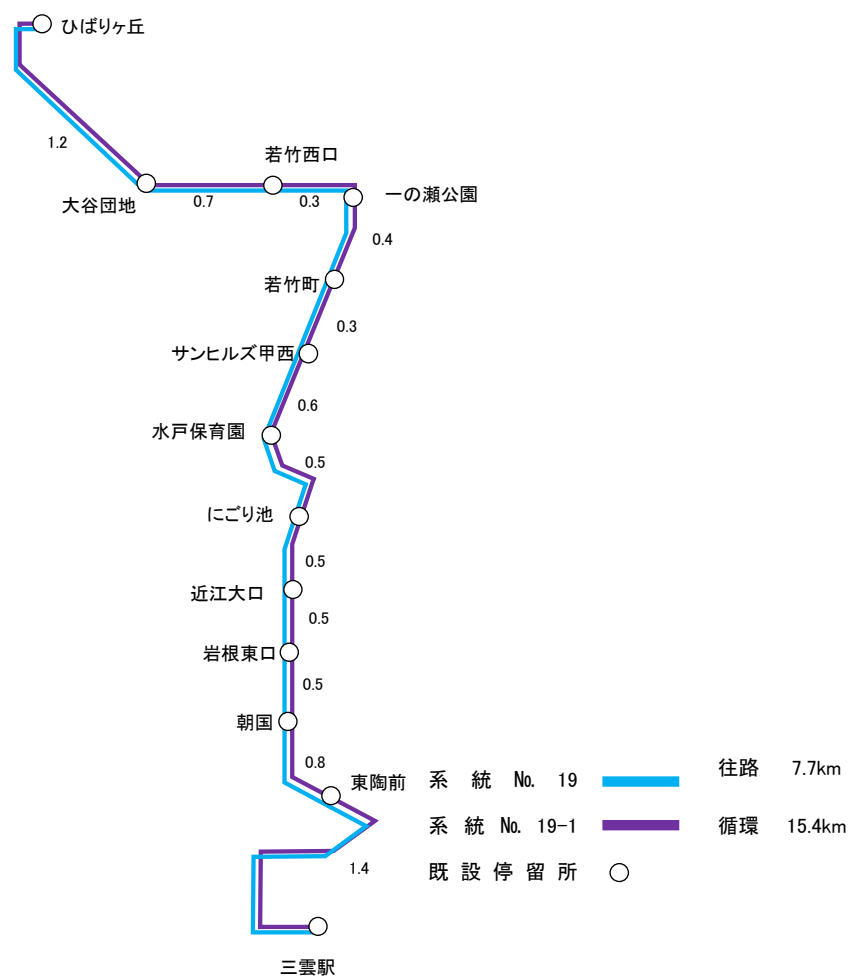
系統No.1	甲西駅北口～にごり池～甲西駅北口	(甲西・下田①)
系統No.2	甲西駅北口～にごり池～甲西駅北口	(甲西・下田③)
系統No.3	甲西駅北口～にごり池～甲西駅北口	(甲西・下田②)



系 統 No. 1	循環	20.1km
系 統 No. 2	循環	21.0km
系 統 No. 3	循環	21.9km
既 設 停 留 所	○	

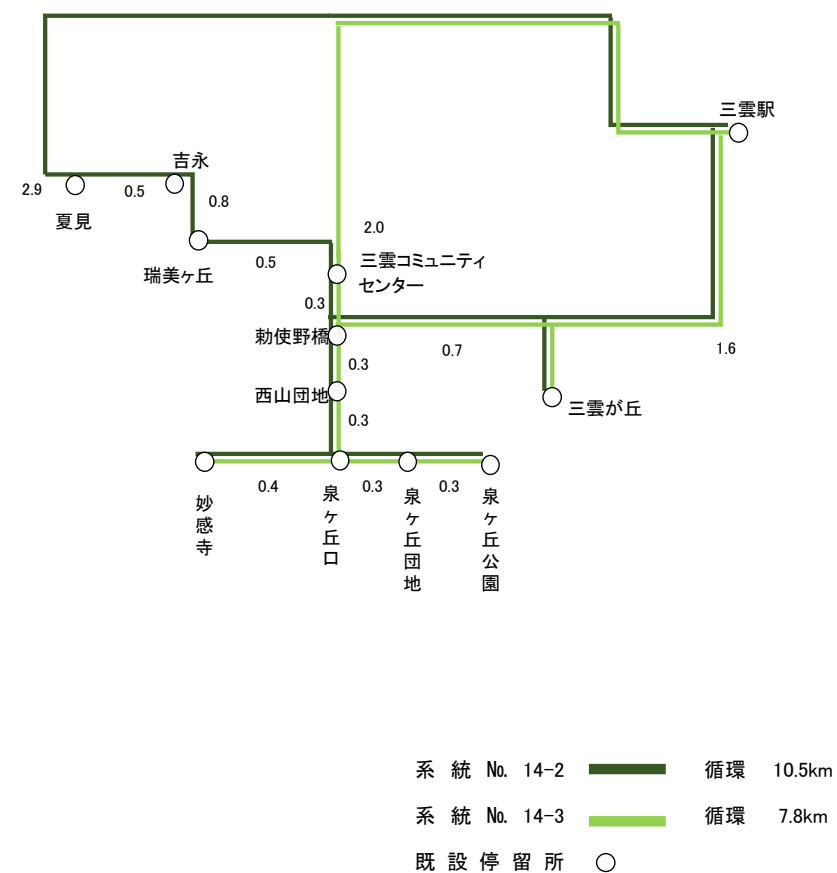
湖南市コミュニティバス運行系統図

系統No.19	ひばりヶ丘～にぎり池～三雲駅	(ひばりヶ丘②)
系統No.19-1	三雲駅～にぎり池～三雲駅	(ひばりヶ丘①)



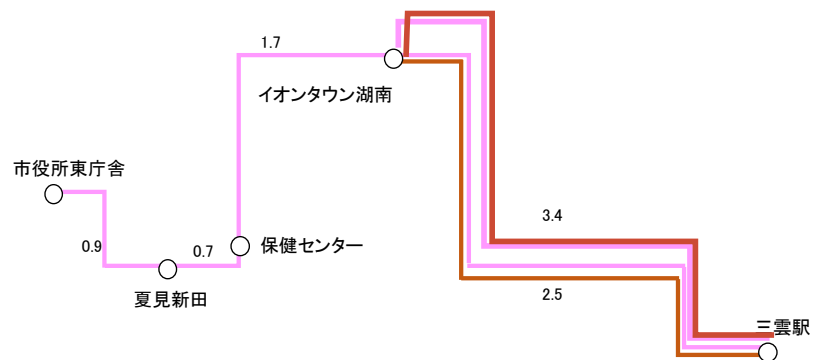
湖南市コミュニティバス運行系統図

系統No.14-2	三雲駅～妙感寺～三雲駅	(妙感寺②)
系統No.14-3	三雲駅～妙感寺～三雲駅	(妙感寺①)



湖南市コミュニティバス運行系統図

系統No.32	三雲駅～イオンタウン湖南～市役所東庁舎	(三雲線東庁舎①・③)
系統No.32-2	三雲駅～イオンタウン湖南	(三雲線東庁舎②)



系 統 No. 32	往路 5.8km 復路 6.7km
系 統 No. 32-2	往路 2.5km 復路 3.4km
既 設 停 留 所	○

湖南市コミュニティバス運行系統図

系統No.1-3	甲西駅北口～にぎり池～甲西駅北口	「(12)甲西・下田④」
----------	------------------	--------------



系 統 No. 1-3	循環 20.2km
系 統 No. 1-2	往路 7.5km 復路 7.5km
停 留 所	○

湖南市コミュニティバス運行系統図

系統No.4	三雲駅～竜王ダイハツ～三雲駅
系統No.5	三雲駅～岩根東口～下田

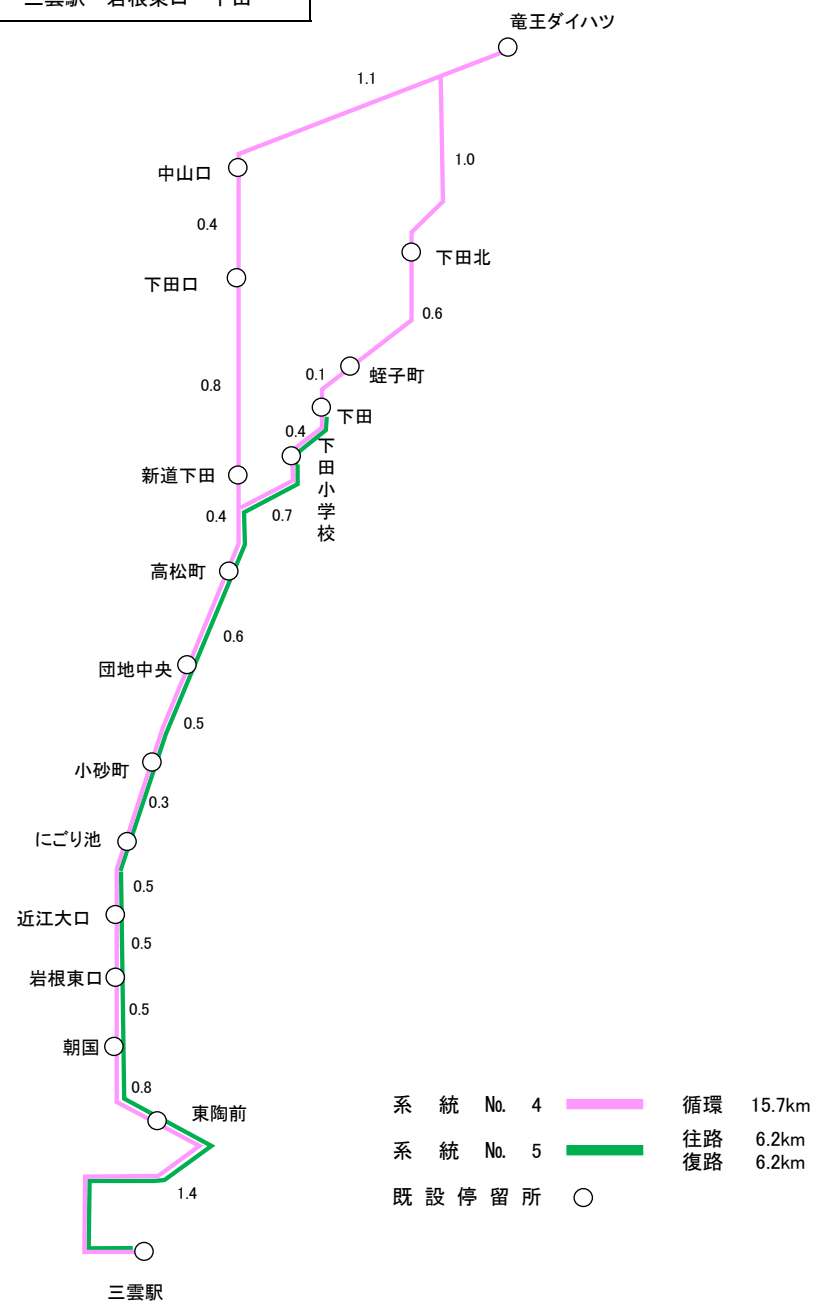


表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名		市区町村名		協議会名																年度	
滋賀県		湖南市		湖南市地域公共交通会議																令和 9 年度	
申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回 数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 1 0）							
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準ハで該当する要件（別表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表 7 のみ）			
1	湖南市	滋賀バス(株)	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(1) 下田線・三雲駅（支線）	下田	にぎり池	三雲駅	6.2km	6.2km	239.0日	239.0回			路線型	令和 7 年度	① 幹線接続	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行			
2	湖南市	滋賀バス(株)	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(2) 甲西・下田①	甲西駅北口	にぎり池	甲西駅北口	循環	20.1km	362.0日	1,564.0回			路線型	令和 7 年度	① 幹線接続	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行			
3	湖南市	滋賀バス(株)	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(3) 甲西・下田②	甲西駅北口	にぎり池	甲西駅北口	循環	21.9km	362.0日	1,564.0回			路線型	令和 7 年度	① 幹線接続	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行			
4	湖南市	滋賀バス(株)	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(4) 甲西・下田③	甲西駅北口	にぎり池	甲西駅北口	循環	21.0km	239.0日	239.0回			路線型	令和 7 年度	① 幹線接続	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行			
5	湖南市	滋賀バス(株)	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(5) ひばりヶ丘①	三雲駅	にぎり池	三雲駅	循環	15.4km	362.0日	1,919.0回			路線型	令和 7 年度	① 幹線接続	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行			
6	湖南市	滋賀バス(株)	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(6) ひばりヶ丘②	ひばりヶ丘	にぎり池	三雲駅	7.7km	0.0km	239.0日	119.5回			路線型	令和 7 年度	① 幹線接続	にぎり池で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行			
7	湖南市	滋賀タクシー(株)	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシーなど」	(7) 妙感寺①		妙感寺				362.0日	1,202.0回			区域型	令和 7 年度	① 幹線接続	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行			
8	湖南市	滋賀タクシー(株)	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシーなど」	(8) 妙感寺②		妙感寺				239.0日	956.0回			区域型	令和 7 年度	① 幹線接続	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行			
9	湖南市	滋賀バス(株)	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(9) 三雲線東庁舎①	三雲駅	イオンタウン湖南	市役所東庁舎	5.8km	6.7km	239.0日	478.0回			路線型	令和 7 年度	① 幹線接続	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行			
10	湖南市	滋賀バス(株)	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」	(10) 三雲線東庁舎②	三雲駅	-	イオンタウン湖南	2.5km	3.4km	123.0日	123.0回			路線型	令和 7 年度	① 幹線接続	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行			

年度
令和 9 年度

11	湖南省	滋賀タクシー(株)	市町村(タクシー事業者)に運行委託「乗合タクシーなど」)	(11) 三雲線東庁舎③	三雲駅	イオンタウン湖南	市役所東庁舎	5.8km	0.0km	239.0日	119.5回			路線型	令和 7 年度	① 幹線接続	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行
12	湖南省	滋賀バス(株)	市町村(バス事業者)に運行委託「コミュニティバスなど」)	(12) 甲西・下田④	甲西駅北口	にぎり池	甲西駅北口	循環	20.2km	239.0日	239.0回			路線型	令和 7 年度	① 幹線接続	三雲駅で補助対象地域間幹線系統下田線・三雲駅ルートと接続	③ 前年度から引き続き運行

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
滋賀県	湖南市	湖南市地域公共交通会議	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	25,248 人
交通不便地域等（人）	人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

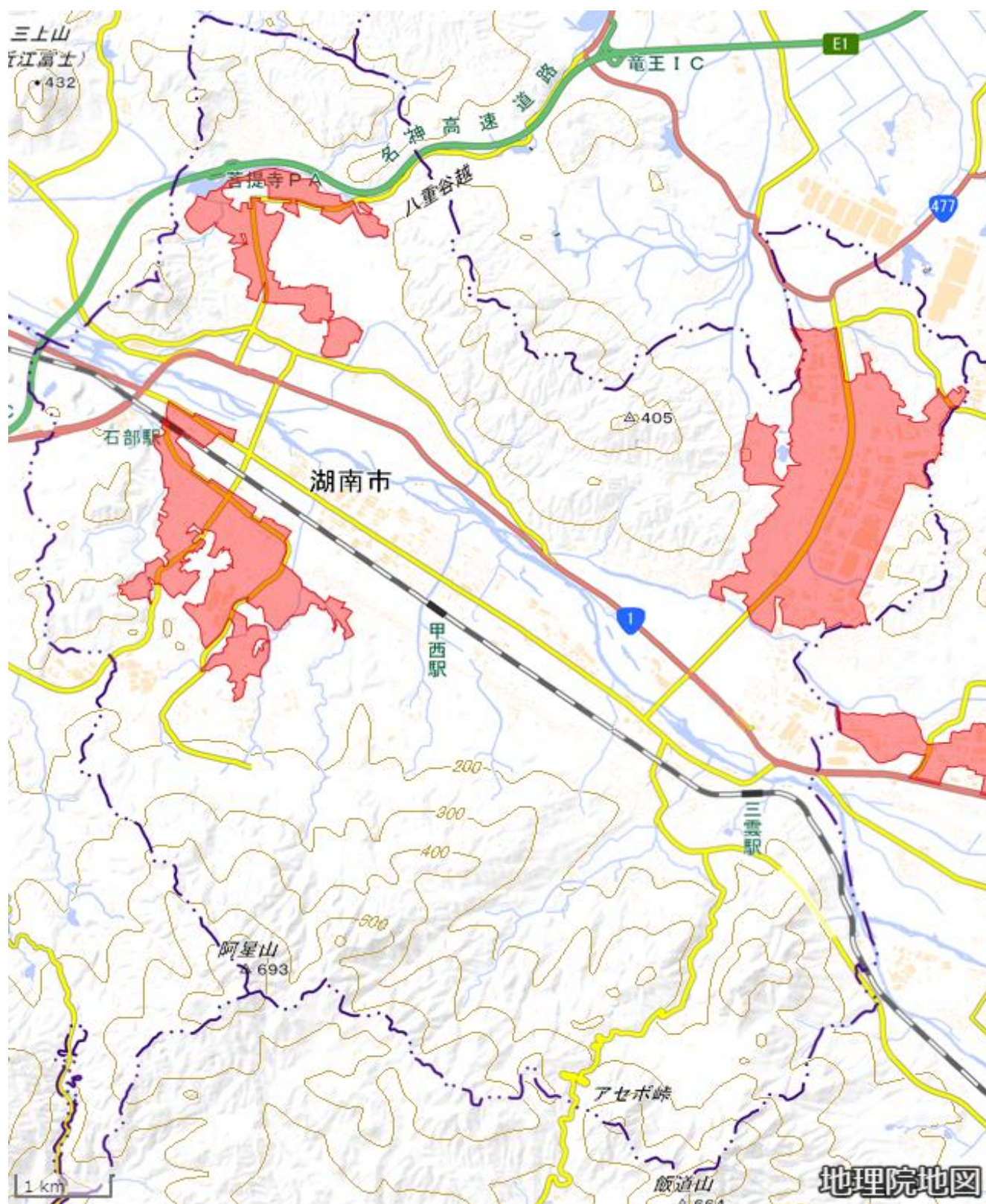
計画名	策定年月日	特例適用開始年度

表6 車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

都道府県名	市区町村名	協議会名
滋賀県	湖南市	湖南市地域公共交通会議

年度
令和 9 年度

申請 番号	市区町村名	バス事業者等名	(申請番号) 運行の用に供する補助対象系統名	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月等	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
1	湖南市	滋賀バス(株)	(2) 甲西・下田①	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36人	令和8年8月			一括
2		0							0	0	
3		0							0	0	
4		0							0	0	
5		0							0	0	
6		0							0	0	
7		0							0	0	
8		0							0	0	
9		0							0	0	
10											



令和2年度国勢調査人口集中地区

様式第1－2（日本産業規格A列4番）

湖 交 第 号
令和8年6月30日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 湖南省地域公共交通会議
住 所 滋賀県湖南省中央一丁目1番地
代 表 者 氏 名 会長 XXXXXXXXXX

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 年 月 日付け 第 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和8年6月30日

○ 変更箇所

地域公共交通計画及び添付書類

○ 変更理由

- ・ 地域内フィーダー系統補助の運行形態の変更ため
- ・ 車両購入に係る補助の新規認定申請のため

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

湖南省地域公共交通計画の修正について

第5号議案のとおり、「地域内フィーダー系統補助」、および将来に向けて「車両購入に係る補助」の認定を目指し、計画認定申請するにあたり、以下のとおり計画を修正します。

P82

変更前

6 目標を達成するための施策メニュー

基本方針 II “だれもが安心して暮らせるまち”を支える地域公共交通のネットワーク構築

取組イメージ

■バス路線網の再編と改善

【継続】 利用実態にあわせたバス路線の再編と労働関連法令の遵守

(令和5年4月のめぐるくん路線再編、今後のJR草津線ダイヤ改正にあわせたバスダイヤ調整、路線や停留所位置の見直し等)

【継続】 タクシーの利用環境維持確保(駅への常駐、駅や主要施設でのタクシー待機スペース確保等)

【継続】 安全・快適な駅前の交通環境整備(石部駅周辺整備の推進、甲西駅・三雲駅周辺の機能維持・向上)

【継続】 バリアフリーや環境等に配慮したバス・タクシー車両への更新

変更後 (上記に追加)

【新規】 古くなった車両の故障等による代替車両での対応に限界が来ているため、利用者およびバス運行事業者にとって安心・快適に輸送ができるよう、計画的に車両を更新

【更新計画】

バス車両	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
台数	1台	1台	1台	1台

変更前

参考 地域公共交通確保維持事業により確保・維持を目指すバス路線

表 「地域公共交通確保維持事業」による維持確保を目指す系統の概要

種別	めぐるくん	
路線	下田線・三雲駅ルート	「幹線」系統に接続する全系統
位置づけ	幹線	支線
	〔5.3 地域公共交通の将来ネットワーク〕のとおり	
役割	駅を拠点に、広域的な移動を支える「太い枝」の交通。 JR からの二次交通としての役割とともに、通勤・通学を中心とした中量の移動を担う。	都市圏軸や幹線に対する二次交通として、様々な生活シーンを支える「細い枝」の交通。 通勤・通学に加え、買物や通院等の中量～少量の移動をきめ細やかに担う。
	〔5.3 地域公共交通の将来ネットワーク〕のとおり	
地域公共交通確保維持事業の必要性	都市圏軸（JR 草津線）や市外の工業団地と各地域を結ぶ主要な交通手段として複数市町を横断して運行し、通勤・通学を中心とした移動を担っている。 今後も継続した運行が必要な一方で、湖南市、沿線他町、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある。	都市圏軸（JR 草津線）や幹線（路線バス等）に対する支線として運行し、通学や買い物・通院等の日常生活にかかる移動を担っている。 今後も継続した運行が必要な一方で、湖南市、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある。
目標・効果	〔5.4 計画の目標〕のとおり	
事業概要		
実施主体	湖南市（運行は滋賀バス(株)、滋賀タクシー(株)に委託）	
運行態様	路線定期運行（決まった時刻表とルートに基づき、停留所間を運行）	
事業区分	道路運送法 第4条 一般乗合旅客自動車運送事業	
車両	大型バス、中型バス、乗用タクシー車両	
運賃	250円（均一）	
補助事業	国庫（地域間幹線系統） 滋賀県	国庫（地域内フィーダー系統） 滋賀県

変更後

種別	めぐるくん	
路線	下田線・三雲駅ルート	「幹線」系統に接続する全系統
位置づけ	幹線	支線
	([5.3 地域公共交通の将来ネットワーク]のとおり)	
役割	駅を拠点に、広域的な移動を支える「太い枝」の交通。 JR からの二次交通としての役割とともに、通勤・通学を中心とした中量の移動を担う。	都市圏軸や幹線に対する二次交通として、様々な生活シーンを支える「細い枝」の交通。 通勤・通学に加え、買物や通院等の中量～少量の移動をきめ細やかに担う。
	([5.3 地域公共交通の将来ネットワーク]のとおり)	
地域公共交通確保維持事業の必要性	都市圏軸（JR 草津線）や市外の工業団地と各地域を結ぶ主要な交通手段として複数市町を横断して運行し、通勤・通学を中心とした移動を担っている。 今後も継続した運行が必要な一方で、湖南省、沿線他町、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある。	都市圏軸（JR 草津線）や幹線（路線バス等）に対する支線として運行し、通学や買い物・通院等の日常生活にかかる移動を担っている。 今後も継続した運行が必要な一方で、湖南省、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある。
目標・効果	([5.4 計画の目標]のとおり)	
事業概要		
実施主体	湖南省（運行は滋賀バス(株)、滋賀タクシー(株)に委託）	
運行態様	路線定期運行（決まった時刻表とルートに基づき、停留所間を運行） ※妙感寺ルートのみ区域運行（令和 8 年10月より）	
事業区分	道路運送法 第 4 条 一般乗合旅客自動車運送事業	
車両	大型バス、中型バス、乗用タクシー車両	
運賃	250 円（均一）	
補助事業	国庫（地域間幹線系統） 滋賀県	国庫（地域内フィーダー系統） 滋賀県

施策Ⅱ-1

駅に行きやすい！
駅から動きやすい！

バス、タクシー路線網の再構築

湖南省の目指す将来ネットワークは、都市圏軸である JR 草津線を最上位として、バスやタクシーが駅まで/駅からの移動手段を提供するネットワークを目指しています。これにより、乗換えは発生しても、市内外を問わず、行きたい場所へ移動できる環境を整えます。また、この施策は、JR 草津線の維持確保の観点からも重要度が高い内容です。

路線バスは、JR 琵琶湖線と湖南省との移動について、JR 草津線を補助しつつ支えるものと位置づけ、維持確保改善を図ります。

めぐるくんは、これまで市内各所への移動（福祉的要素を含む）のため、市内各地域から JR 草津線 3 駅への路線を設定してきたところです。しかしながら、輸送を担うバス運転手不足が 2024 年問題（改善基準告示改正）によりさらに困難となることや、現状の利用者の多くが JR 草津線とあわせた通勤・通学利用であることから、令和 6(2024)年度より“各地域と最寄の JR 草津線駅をつなぐ”ことを基本コンセプトとして、利便性を確保しつつ運行の効率化を図る路線へ再構築していきます。これにより、路線の維持確保改善を図ります。

タクシーは、主要駅への常駐等により駅を起点とする移動手段を継続的に確保します。

実施主体

湖南省	滋賀県	国	JR 西日本	滋賀バス	タクシー事業者	地域・住民	その他
運行、改善	補助	補助	連携	運行、改善	運行、改善	積極利用	

スケジュール

令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	長期
継続施策実施・改善						
新規施策検討・協議		新規施策実施・改善				

取組イメージ

■バス路線網の再編と改善

[継続] 利用実態にあわせたバス路線の再編と労働関連法令の遵守

(令和 5 年 4 月のめぐるくん路線再編、今後の JR 草津線ダイヤ改正にあわせたバスダイヤ調整、路線や停留所位置の見直し 等)

[継続] タクシーの利用環境維持確保（駅への常駐、駅や主要施設でのタクシー待機スペース確保 等）

[継続] 安全・快適な駅前の交通環境整備（石部駅周辺整備の推進、甲西駅・三雲駅周辺の機能維持・向上）

[継続] バリアフリーや環境等に配慮したバス・タクシー車両への更新



■行政の財政的負担によるバス路線の維持確保

[継続] 国庫補助を活用した「幹線」路線の維持確保

(「地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域間幹線系統補助」の活用)

※対象路線 めぐるくん 下田線・三雲駅ルート

[新規] 国庫補助を活用した「支線」路線の維持確保

(「地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域内フィーダー系統補助」の活用)

※対象路線 めぐるくん 各路線

[継続] 県・湖南省による路線の維持確保や支援（県によるバス運行補助、湖南省によるめぐるくん運行 等）

参考 地域公共交通確保維持事業により確保・維持を目指すバス路線

表 「地域公共交通確保維持事業」による維持確保を目指す系統の概要

種別	めぐるくん	
路線	下田線・三雲駅ルート	「幹線」系統に接続する全系統
位置づけ	幹線	支線
	（[5.3 地域公共交通の将来ネットワーク]のとおり）	
役割	駅を拠点に、広域的な移動を支える「太い枝」の交通。 JR からの二次交通としての役割とともに、通勤・通学を中心とした中量の移動を担う。	都市圏軸や幹線に対する二次交通として、様々な生活シーンを支える「細い枝」の交通。 通勤・通学に加え、買物や通院等の中量～少量の移動をきめ細やかに担う。
	（[5.3 地域公共交通の将来ネットワーク]のとおり）	
地域公共交通確保維持事業の必要性	都市圏軸（JR 草津線）や市外の工業団地と各地域を結ぶ主要な交通手段として複数市町を横断して運行し、通勤・通学を中心とした移動を担っている。 今後も継続した運行が必要な一方で、湖南市、沿線他町、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある。	都市圏軸（JR 草津線）や幹線（路線バス等）に対する支線として運行し、通学や買い物・通院等の日常生活にかかる移動を担っている。 今後も継続した運行が必要な一方で、湖南市、交通事業者の努力のみでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保の必要がある。
目標・効果	（[5.4 計画の目標]のとおり）	
事業概要		
実施主体	湖南市（運行は滋賀バス㈱、滋賀タクシー㈱に委託）	
運行態様	路線定期運行（決まった時刻表とルートに基づき、停留所間を運行）	
事業区分	道路運送法 第 4 条 一般乗合旅客自動車運送事業	
車両	大型バス、中型バス、乗用タクシー車両	
運賃	250 円（均一）	
補助事業	国庫（地域間幹線系統） 滋賀県	国庫（地域内フィーダー系統） 滋賀県

表 「地域公共交通確保維持事業」による維持確保を目指す系統の概要

名称	経路			運行 日	便数 (平日)	運行時間帯 (平日)	
	起点	経由	終点			始発時刻	終着時刻
幹線							
下田線・三雲駅ルート	三雲駅	竜王ダイハツ(竜王町), にごり池	三雲駅	毎日	14 便	7:09	20:48
支線							
下田線・三雲駅ルート	下田	にごり池	三雲駅	平日	2 便	6:40	21:09
下田線・甲西駅ルート	甲西駅北口	にごり池, 下田, 松風苑	甲西駅北口	毎日	12 便	6:33	18:54
ひばりヶ丘線	三雲駅	ひばりヶ丘, にごり池	三雲駅	毎日	7 便	7:27	17:23
	ひばりヶ丘	にごり池		平日	1 便	6:35	6:52
妙感寺ルート	三雲駅	妙感寺, 吉永	三雲駅	平日	4 便	7:20	15:08
		妙感寺		毎日	4 便	9:55	18:10
三雲線・東庁舎ルート	三雲駅	イオンタウン湖南	市役所東庁舎	平日	5 便	9:35	15:30
		-	イオンタウン湖南	休日	2 便	11:55	13:30

湖南省コミュニティバス

夏休み バス乗車体験 無料キャンペーン

期間

令和8年

8.1土 ▶ 8.31月

対象者

小学生以下の子ども
および同伴者

おねがい

乗車体験後は二次元コードあるいは市のホームページからアンケートのご協力をお願いします。

抽選で **30名様** に
1,000円の図書カード
を進呈します。

アクセス期間

令和8年
8月1日～9月13日



- ・バスを降りるときにパスカードを運転手に見せてください。
- ・タクシー等、バスの形式でない車両もあります。
- ・同伴者のみのキャンペーン利用はできません。
- ・パスカードがあれば人数・市内外在住は問いません。
- ・パスカードはホームページからチラシをダウンロードするほか、市役所やまちづくりセンターで配布しています。

バスに乗るときは…

- 席に座るか、つりかわやてすりにつかまろう
- バスがうごいたら歩かないようにしよう
- おしゃべりは小さな声でしよう

運が良ければ
『こにゃんバス』に乗れるかも!?

お問い合わせ 湖南省都市建設部交通政策課

TEL:0748-69-5602

湖南省コミュニティバス

夏休み
乗車体験 **パスカード**

利用期間 令和8年 8月1日～8月31日

子ども

湖南省コミュニティバス

夏休み
乗車体験 **パスカード**

利用期間 令和8年 8月1日～8月31日

同伴者

切り取って使ってね♪

夏休み「バス乗車体験」無料キャンペーン（R7、R8アンケート比較）

- ・令和8年度のアンケートについては、子ども・同伴者それぞれが回答できるフォームへ変更しました。
 - ・設問については、子ども・同伴者それぞれの【バスに乗ることへの意識】について重視したアンケート内容としました。
- 子ども…実際にバスに乗り、どんな気持ち（楽しい・楽しくない）になったか、またバスに乗りたいか、また、自由記述により体験の印象を答えてもらうことで、満足度だけでなく、将来の公共交通利用に対する意識変化を確認します。
- 同伴者…バス乗車に対する同伴者の子どもとの乗車における利用障壁を答えてもらうことで、現状のバス乗車に対する課題点を確認します。
- ・子ども（小学生以下）へのモビリティマネジメントとして、保護者（同伴者）のバス乗車に対する意識が重要となることから、アンケートの結果から、できる限りの課題点の改善を行い、家族利用・継続利用につなげていくことを目指します。

令和7年度設問		令和8年度設問	
		Q1. アンケートに回答する人を選んでください。（質問項目が変わります）	
		子ども	同伴者
Q1. どちらの小学校区にお住まいですか？ → 1. 三雲小学校区 2. 三雲東小学校 …			Q2. どちらの小学校区にお住まいですか？ → 1. 三雲小学校区 2. 三雲東小学校 …
Q2. どのような目的で利用されましたか？ → 1. 買物 2. JR草津線を利用するための移動 3. バス乗車体験 その他（自由記述）			Q3. どのような目的で利用されましたか？ → 1. 買物 2. JR草津線を利用するための移動 3. バス乗車体験 その他（自由記述）
Q3. どの路線に乗りましたか？（複数回答可） → 1. 石部循環線 2. 下田線・三雲駅ルート …			Q4. どの路線に乗りましたか。（複数回答可） → 1. 石部循環線 2. 下田線・三雲駅ルート …
Q4. 対象者はどちらに当てはまりますか。 → 1. 乳幼児 2. 保育園・幼稚園・こども園児 3. 小学生			Q5. 対象者はどちらに当てはまりますか。 → 1. 乳幼児 2. 保育園・幼稚園・こども園児 3. 小学生
Q5. 誰とバスに乗りましたか。 → 1. おとうさん・おかあさん 2. おにいちゃん・おねえちゃん 3. おじいちゃん・おばあちゃん		Q6. だれとバスにのりましたか。 → 1. おとうさん・おかあさん 2. おにいちゃん・おねえちゃん 3. おじいちゃん・おばあちゃん	
Q6. バスの乗車体験は楽しかったですか。 → 1. 楽しかった 2. 楽しくなかった		Q7. バスにのることはたのしかったですか。	
			
	はい☺	いいえ☹	
	Q8. どんところがたのしかったですか。（複数回答可） → 1. まどからのけしき 2. バスにのれたことがたのしかった 3. ボタンをおすところ 4. その他		
		Q9. どんところがよくなかったですか。 →自由記述	
	Q10. いままでバスにのったことはありましたか。 → 1. こんかいがはじめて 2. まえにものったことがある		
Q9. バスに乗ってみて思ったことや感想など →自由記述	Q11. バスにのってみておもったこと →自由記述		

子どもの意見

Q7. 今回のバス乗車体験を通して、これからバスに乗ってみたいと思いますか。 →1. 思う 2. 思わない	Q12. まだバスにのりたいですか。 →1. のりたい 2. のりたくない		
		Q13. バス乗車体験に参加したきっかけはなんですか。 →1. 学校や園で配布されたチラシを見て 2. 市の広報やホームページを見て 3. 市のSNS配信を見て 4. 地域団体からの案内（区配布等） 5. 家族・知人からの紹介	
		Q14. 湖南市のコミュニティバスに乗ったことはありましたか。	
		 初めて	 何回かある よく利用している
		Q15. 今まで利用しなかった理由は何ですか。（複数回答可） →1. 行きたい先がない 2. 時間が合わない 3. 乗り方が分からない 4. 車のほうが便利 5. バス停が遠い 6. 知らなかった	
		Q16. バス停までの距離感について教えてください。 →1. 徒歩 5 分以内 2. 徒歩 10 分以内 3. 徒歩 15 分以内 4. 徒歩 15 分超	
		Q17. 今回のバス乗車体験の前と後で、バスの印象は変わりましたか。 →1. とてもよくなった 2. よくなった 3. 変わらない 4. わるくなった 5. とてもわるくなった	
		Q18. 今後、お子さまとバスを利用したいと思いましたか。 →1. 思う 2. 思わない	
Q11. 自由回答（乗車体験の感想やバスについてなど）		Q19. 自由回答（乗車体験の感想、今後やってほしい取り組みなど）	
Q11. アンケート特典（図書カード）を希望しますか。 →1. はい 2. いいえ	Q20. アンケート特典（図書カード）を希望しますか。 →1. はい 2. いいえ		

子どもの意見

Q8. バスの乗車体験は勉強になりましたか。 →1. 勉強になった 2. 勉強にならなかった
Q10. このような取組はお子さんの社会学習に役立つと思いますか。 →1. 役に立つ 2. 役に立たない